資料１－１

消費者安全調査委員会の今後の進め方について
（議論のたたき台）

１．基本的な考え方

消費者安全調査委員会は、現在までに５件の事故を選定し、調査等を開始したところである。これらには、エレベーター事故やガス湯沸器事故など、調査委員会発足の契機となった事故や、他の行政機関により調査が行われ、一応の結論が出されている事故が含まれていることからも、その原因を究明するためには背景的な要因等も含めて丁寧に調査等を行う必要があると考えられ、時間を要することが想定される。

さらに、今後は、申出のみならず、消費者庁に寄せられる数多くの事故情報等の中からも新規に案件を選定・調査することになるが、このような案件の選定に当たっては、限られたリソースという条件の下で、調査委員会がどのように消費者の安全の確保という目的に最も効果的に貢献していくべきかとの観点に立って、十分に議論して決定すべきではないか。

その際、調査委員会として十分な事故等原因調査等を行う必要がある中で、調査等に必要なリソースには主として人員面で限りがあること、発足間もないため調査等の手法や進め方が十分に確立されていないことなどに鑑み、平成２５年は、重点的に取り組むべきと考えられる分野について、優先的に調査等を実施していくこととしてはどうか。

２．既に選定された５案件

既に選定された５つの案件については、担当の専門委員が指名され、具体的な調査等を開始したところ。

（１）調査委員会発足の契機となった試金石的な重大案件であり、専門機関の調査が行われたものでもあることから、拙速を避けて丁寧かつ多角的な調査等を行うこととしてはどうか。

（２）しかし、社会の期待も大きいものであり、調査等を着実に進め、状況に応じ、中間的な対外説明を行うことを検討してはどうか。

３．今後の選定・調査等の方針

（多数の事故情報の中から、事務局に案件を提案させる際のメルクマール）

対象事案の選定は、「事故等原因調査等の対象の選定指針」（平成２４年１０月３日消費者安全調査委員会決定）に基づき行うこととし、平成２５年は、特に下記の観点に注目をして案件を提案させることとしてはどうか。

（１）①　従来から継続的に事故が発生しているもの（対策が施されているものもあるが、事故がなくならないもの）。

②　製品起因の事故ではない可能性がありつつも、事故が多発しているもの（消費者の使用の実態も踏まえた検討が必要なもの）。

これにより、科学的専門的な知見を消費者事故等の分析や再発防止策に提供するとともに、社会的に許容されているとみなされているリスクを再度問い直すことが期待される。

【例】（過去に消費者庁で注意喚起に至った事例など）

- 製品使用時の事故（電動車いす、介護ベッド、電気ケトル、首掛式の乳幼児用浮き輪、ベビーカー、家庭用品等の誤飲による中毒事故　等）
- 製品による火災事故（取扱説明書の内容に即していない使用方法によるもの、経年劣化状態の放置によるもの　等）
- 食品による事故（窒息（もち、豆類　等））
- 施設における事故（エア遊具、立体駐車場、電動シャッター、家屋内の転倒・転落　等）
- 役務に係る事故（乗り合いバスでの転倒　等）

（２）比較的新しい問題

現時点では、消費者事故等として科学的専門的な原因究明が必ずしも十分ではないものについて、科学的専門的な知見に基づき十分な調査・分析を行い、原因を究明することが期待される。

【例】

健康食品・器具による事故、レジャー・スポーツ・医療・美容等の分野での役務に係る事故

○　ただし、重大な事故等で、かつ原因究明の必要性が極めて高いと考えられるものについては、必ずしも上記の観点に合わなくても提案させることとしてはどうか。

○　今後は、事務局に、上記の観点から注目すべき事故等を抽出し、関連情報とともに調査委員会に提案させることとしてはどうか。